

議案第108号

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和6年9月2日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上越市条
例第70号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「
25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「
25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「
25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「
25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業
所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の
第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわら
ず、なお従前の例による。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B
型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第30
条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数
の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。